

## 様式第3号（第10関係）

### 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告する。

令和4年10月28日

山田町長 佐藤 信逸

#### 1 工事の概要

- (1) 工事名 水道施設遠隔監視システム更新工事
- (2) 工事内容 別添「水道施設遠隔監視システム更新工事仕様書」のとおり
- (3) 工期（予定） 契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで  
(ただし、社会情勢の影響により機器等の納入が遅れ工期内に完成できない場合は、令和5年度へ事業を継続して繰り越すものとする。)
- (4) 予算額 34,000,000円
- (5) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額とする。

#### 2 参加資格

公募型プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号）第6条に規定する通信施設工事の資格者であること。
- (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。

#### 3 公募型プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）の交付期間、場所及び方法

##### （1）交付期間

ア 直接交付

令和4年10月28日（金）から令和4年11月7日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ ホームページからのダウンロード

令和4年10月28日（金）から令和4年11月7日（月）まで

##### （2）交付場所及び方法

ア 直接交付

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町役場上下水道課

イ ホームページからのダウンロード

山田町のホームページからダウンロードすること。

(<http://www.town.yamada.iwate.jp>)

4 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和4年11月8日（火）（午後4時必着）

(2) 提出場所

3 (2)アと同じ。

(3) 提出方法

直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

(4) 関係書類 別添「公募型プロポーザル方式参加資格確認調書」を添付すること。

5 技術提案書（様式第2号）の提出要請

参加表明書を提出した者について「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認めた者にプロポーザル方式参加要請書（様式第7号）により技術提案書の提出を要請する。

6 技術提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和4年12月16日（金）（午後4時必着）

(2) 提出場所

3 (2)アと同じ。

(3) 提出方法

4 (3)と同じ。

(4) 提出部数 正本1部、副本10部

(5) 技術的提案を求める具体的内容

項目	具体的な内容
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>配置予定技術者の資格等</li><li>クラウド型遠隔監視システムの納入実績</li></ul>
事業目的的理解度に関する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>少人数で水道施設の維持管理を行うことを理解し、提案されているか。</li></ul>
システムの機能・信頼性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>維持管理体制変更時の対応性</li><li>多様に関係する者による利用を考慮しているか。</li><li>水道施設の維持管理に有効な機能があるか。</li><li>安全措置を講じているか。</li></ul>
システムのセキュリティに関する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>通信回線のセキュリティ対策は十分取られているか。</li></ul>
施工計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"><li>現行システムからの切替作業における施設運用に係る安定性確保について考えられているか。</li><li>施工管理体制及び安全管理体制が取れているか。</li></ul>

運用時の安全性及び安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム異常が発生した場合の対応及び体制が取れるか。</li> <li>・異常機器の取替、修理等に対応できるか。</li> <li>・データセンターの災害対策は、取られているか。</li> <li>・メンテナンスの充実</li> </ul>
拡張性に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、監視対象施設の増加等や機能の追加に対応できるか。</li> </ul>
技術提案の内容と施工の整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。</li> </ul>
初期設置工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期設置工事費は、予算の範囲内で、安価に構築できるか。</li> </ul>
ランニングコストに関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス使用料、通信費、保守、修繕、緊急対応、機器更新などの費用について、安価であるか。</li> </ul>

※技術提案書に添付する関係書類は、プロポーザル方式参加要請書で要請します。

#### (6) 現地説明会

現地の状況について、次のとおり説明会を開催する。参加希望者は令和4年11月18日までに会社名及び参加人数を12の担当課にFAX又はメールにより報告の上、来場すること。

なお、当町からFAX又はメールが到着したことの返信がない場合には、電話で当課に確認すること。

ア　日時　令和4年11月22日（火）午後1時30分から

イ　場所　山田町上下水道課

#### 7 説明書等に対する質問に関する事項

##### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第11号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「12 担当課」に記載するとおり。）

##### (2) 提出期限

令和4年11月29日（火）（午後1時必着）

##### (3) 質問に対する回答

提案書の提出を要請する者に対して令和4年12月6日（火）までに質問を取りまとめ、質問及び質問に対する回答書（様式第12号）により直接電子メールで回答する。

#### 8 プレゼンテーション及びヒアリングに関する事項

##### (1) プレゼンテーション及びヒアリングの有無

有

##### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの予定日時

令和4年12月27日（火）午後1時30分～（変更の場合があります。）

##### (3) 場所　決定次第連絡します。

##### (4) 時間　各社30分程度を予定しています。（参加する会社の数により変更する場合があります。）

##### (5) その他　パソコン、プロジェクター等の持ち込みは、通知時に連絡します。

## 9 受注者の特定等

### (1) 受注者の特定方法

提出された提案書等について、評価を行い最も優れた者を特定する。この場合において、必要と認められるときは、プレゼンテーション及びヒアリング等を行うものとする。

### (2) 受注者を特定するための評価基準 別紙「受注者を特定するための評価基準」のとおり。

### (3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第9号）又は非特定通知書（様式第10号）により行う。

### (4) 契約の締結

特定された受注者と工事請負契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 その他

### (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

### (2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。

### (3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### (4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。

### (5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

### (6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。

### (7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

### (8) 受注者は、本工事を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。

### (9) 発注者は、本工事に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、工事完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。

### (10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第13号）を3(2)アの場所に持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。

### (11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。

### (12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。

### (13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

### (14) 山田町は、当該プロポーザル方式において提出された著作物を当該対象工事の目的以外に利

用しようとするときは、あらかじめ、当該著作権者の許諾を得なければならないものとする。

12 担当課

山田町上下水道課（工務係）

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

電話番号 0193-82-3111（内線344） FAX番号 0193-82-2302

電子メールアドレス [taikatsu-ps@town.yamada.iwate.jp](mailto:taikatsu-ps@town.yamada.iwate.jp)

(別紙)

受注者を特定するための評価基準

評 価 項 目		配 点
業務実施体制 (30 点)	会社の体制	10 点
	納入実績	20 点
技術提案の内容 (130 点)	事業目的の理解度に関する評価	10 点
	システムの機能・信頼性に関する評価	40 点
	システムのセキュリティに関する評価	10 点
	施工計画に関する評価	10 点
	運用時の安全性に関する評価	30 点
	拡張性に関する評価	10 点
	技術提案の内容と施工の整合性	20 点
費 用 (40 点)	初期設置工事費	20 点
	ランニングコストに関する評価	20 点
計		200 点